

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガス製造のための施設又は第 1 種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
概 要	高圧ガス製造のための施設又は第 1 種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事等の許可後、当該製造のための施設又は第 1 種貯蔵所の位置、構造又は設備の特定変更工事が完成したときは、これらの使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第 3 項 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第33条 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第34条 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第17条 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第23条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 （昭和50年 8 月 1 日 通商産業省告示第291号）第12条の14 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
審査基準	申請された施設が、高圧ガス保安法第 8 条第 1 号又は第16条第 2 項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおり完成しているかを確認します。 ・一般高圧ガス保安規則第 5 条から第 8 条の 2、第21条から第23条まで及び第99条 ・液化石油ガス保安規則第 5 条から第 9 条まで、第22条から第24条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則第 4 条から第 7 条の 3 まで、第 9 条から第11条まで及び第54条 ・冷凍保安規則第 6 条から第 9 条まで及び第69条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ・高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月14日保局第 3 号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月14日保局第 4 号） ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月14日保局第 5 号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月14日保局第 6 号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 2 年 8 月 6 日保局第 1 号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	高圧ガス製造のための施設又は第 1 種貯蔵所の特定変更工事が完成したとき
提出方法	製造施設完成検査申請書又は第 1 貯蔵所完成検査申請書に検査のため必要となる図書を添付したものを大阪市市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	許可申請時に納めた手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	